障企発 0822 第３号
年管管発 0822 第５号
令和元年８月 22 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長　殿
中核市

厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部企画課長
年金局事業管理課長

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「給付金法」という。）が、令和元年 10 月１日から施行されます。

給付金法の施行により、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金（以下「基礎年金」という。）の受給者のうち、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下である等の要件を満たす方は、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給対象となります。

給付金を受給するためには、原則として、日本年金機構（以下「機構」という。）から送付する給付金請求書を提出する必要があり、具体的には、主として以下のような区分に応じて、関係書類が送付されます。

・　平成 31 年４月１日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金ＴＡ対象者」という。）に対しては、機構から、令和元年９月以降順次、給付金のターンアラウンド請求書（以下「給付金ＴＡ請求書」という。別添１－２参照）を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしています。

・　障害基礎年金・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により、所定の年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。

また、平成 31 年４月２日以降に 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規請求者」という。）に対しては、機構から、65

歳の誕生月の約３カ月前に、給付金請求書（別添２－２参照）を、年金請求書と同封して送付しています。

・　その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。

これらを受けて、給付金ＴＡ対象者等は、給付金ＴＡ請求書等により給付金請求手続等を行っていただくことが必要となりますが、給付金ＴＡ対象者等の中には、障害等により、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

つきましては、給付金ＴＡ対象者等が給付金の支給手続を円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内市区町村及び貴管内施設等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

Ⅰ．給付金ＴＡ対象者への対応

１　給付金ＴＡ請求書が届いたことを確認した場合の取扱い

機構から令和元年９月以降、順次、給付金ＴＡ対象者に対して、ハガキ形式の給付金ＴＡ請求書（別添１－２）を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付することとしています。

給付金ＴＡ請求書には、既に給付金ＴＡ対象者の情報が印字されているため、氏名や連絡先を記載する等の簡易な手続のみ必要となっており、給付金ＴＡ対象者が給付金ＴＡ請求書へ記入し、郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただくこととなります。（給付金の請求の流れについては、参考１参照）

したがって、障害者が入所・入居する施設等へ給付金ＴＡ請求書が封入された封筒（別添１－１）が送付された場合には、確実に給付金ＴＡ対象者のお手元に届くよう御配慮いただくとともに、給付金ＴＡ対象者御自身に対して、

①　封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること

② 給付金を受け取るためには同封されている給付金ＴＡ請求書に氏名等を記入して返送していただく必要があること、また、給付金ＴＡ請求書はなるべく一週間以内（※１）にご提出いただきたいこと

③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」に相談可能であること（別添１－３のリーフレットの電話番号を参照）

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

また、障害福祉サービスを利用する給付金ＴＡ対象者の居宅へ給付金ＴＡ請求書が送付され、給付金ＴＡ対象者から障害福祉サービス事業所へ相談があった場合等も、同様に、可能な限り御協力をお願いします。

２ 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

給付金ＴＡ対象者が障害等により、御自身にて給付金ＴＡ請求書を確認することが困難といった事情がある場合は、障害者が入所・入居する施設等の職員等を通じて、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、給付金ＴＡ請求書の確認を依頼していただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、給付金ＴＡ請求書の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

３ 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所（https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html）へ御相談ください。

Ⅱ．基礎年金を新規に請求される方への対応

１ 年金請求書（給付金請求書を含む。）が届いたことを確認した場合の取扱い

障害基礎年金・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により、所定の年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。

また、老齢基礎年金新規請求者に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約３カ月前に、Ａ４サイズの給付金請求書（別添２－２）を、年金請求書と同封して送付しています。（給付金の請求の流れについては参考１参照）

したがって、障害者が入所・入居する施設等へ年金請求書と給付金請求書が封入された封筒（別添２－１）（※２）が送付された場合には、確実に基

礎年金を新規に請求される方のお手元に届くよう御配慮いただくとともに、基礎年金を新規に請求される方に対して、

① 封筒の中身が、年金や給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること

② 年金や給付金を受け取るためには年金請求書や給付金請求書に氏名等を記入して提出する必要があること

③ 年金や給付金の請求手続に関する御不明点等については、「ねんきんダイヤル」に相談可能であり、また、年金事務所の窓口においても、年金や給付金の請求手続に関する相談を、事前に予約した上で実施していること

（別添２－１の封筒に記載の「ねんきんダイヤル」等の電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

また、障害福祉サービスを利用する基礎年金を新規に請求される方の居宅へ年金請求書と給付金請求書が封入された封筒が送付され、基礎年金を新規に請求される方から障害福祉サービス事業所へ相談があった場合等も、同様に、可能な限り御協力をお願いいたします。

２ 御自身による確認等が困難な場合の取扱い

基礎年金を新規に請求される方が、障害等により、御自身にて給付金請求書等を確認することが困難といった事情がある場合は、障害者が入所・入居する施設等の職員等を通じて、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、給付金請求書等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

３ 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

Ⅲ．その他の方（特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等）への対応

１ 年金や給付金の案内が届いたことを確認した場合の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方（※２）等（以下「特別支給の老齢厚生年金の受給者等」という。）に対しては、それぞれ、機構又は共済組合から、

受給する年金に応じた給付金の御案内等が送付されます。（給付金の請求の流れについては参考１参照）

したがって、障害者が入所・入居する施設等へ、給付金の御案内等が封入された封筒が送付された場合は、確実に特別支給の老齢厚生年金の受給者等のお手元に届くよう御配慮いただくとともに、特別支給の老齢厚生年金の受給者等に対して、

① 封筒の中身が、年金や給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること

② 年金や給付金を受け取るためには年金請求書や給付金請求書に氏名等を記入して提出していただく必要があること

③ 年金や給付金の請求手続に関する御不明点等については、「ねんきんダイヤル」等（各共済組合からの年金の御案内については各共済組合が指定する電話番号）に相談可能であり、また、年金事務所の窓口においても、年金や給付金の請求手続に関する相談を、事前に予約した上で実施していること

をお伝えいただく等、可能な限り御協力をお願いいたします。

また、障害福祉サービスを利用する障害者の居宅へ給付金の御案内等が送付され、当該障害者から障害福祉サービス事業所へ相談があった場合等も、同様に、可能な限り御協力をお願いいたします。

２　御自身による確認等が困難な場合の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給者等が障害等により、御自身にて給付金の御案内等を確認することが困難といった事情がある場合は、障害者が入所する施設の職員等を通じて、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、給付金の御案内等の確認を依頼していただくよう、可能な限り御協力をお願いいたします。

なお、年金請求書や給付金請求書の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。この場合は、御本人の押印が必要となります。

３　管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

※１　一週間を過ぎても手続きは可能です。ただし令和元年 12 月末日を過ぎて手続きをした場合、令和２年２月分からの給付金のお支払いとなり、令和元年 10 月分から令和２年１月分までの給付金を受け取れません。

※２　障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、茶色の封筒など、老齢基礎年金新規請求者とは異なる色の封筒が届きますので、ご留意ください。

※３　以下のような場合が該当します。

- 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、参考２や以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html

別添1

別添資料集

Ⅰ．給付金TA対象者※へ送付する給付金TA請求書等

※　平成31年４月１日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

Ⅰ．に該当する方への送付物

別添１－１　封筒

別添１－２　給付金TA請求書

別添１－３　給付金手続きに関するリーフレット

別添1－１

Ⅰ.に該当する方（給付金TA対象者※）へ送付する封筒

※平成31年４月１日時点で基礎年金を受給しており、かつ、
給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵　便

（開封前に宛名をご確認ください。）

重要手続き書類在中

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

見本

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。

あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができるため
同封のはがきを提出してください

見本

『日本年金機構ホームページ』 http://www.nenkin.go.jp/　日本年金機構　検索

二次元
コード

別添1-1の封筒に封入する給付金TA請求書（案）

別添1-2

年金生活者支援給付金請求書（印刷校正前）（ハガキ形式のターンアラウンド請求書）_印字イメージ

宛名面表

168-8505
東京都杉並区高井戸西
XX-XX-X
年金　太郎　　様
x x x x x x x x x x x x x x x x x x x x

対象者の照会番号
123456789012

令和元年12月支払いのため
令和元年１０月１８日
までに届くよう投函してください

上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和2年2月以降となります。

切り離してご提出ください

請求書面表

年金生活者支援給付金請求書

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日	令和　年　月　日

氏　名	フリガナ　XXXX　XXXX		電話番号		
	㊞				
照会番号	12345678901	生年月日	XX99年99月99日	種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

1908 1018 013 A

請求書面裏

郵便はがき

〒330−9690

さいたま新都心郵便局留

〔〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24〕

日本年金機構　行

カスタマバーコード

お手数ですが切手をお貼りください

〈切り取り線〉

差出人	住所	〒
	氏名	

宛名面裏

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者を支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。
年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

●請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金見込額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢　年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。
※見込額欄が「＊」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

見本

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、なるべく一週間以内※1にご提出ください。

■ 請求手続きの流れ

① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- 2019年10月※2に、支給決定通知書が到着
- 2019年12月上旬※2に、振込通知書が到着

③ 12月中旬※2に、受給している年金と同時※3に、年金生活者支援給付金を支給

【ご注意ください】

※1　一週間を過ぎても手続きは可能です。ただし2019年12月末日を過ぎて手続きをした場合、2020年２月分からの年金生活者支援給付金のお支払いとなり、2019年10月分～2020年1月分の年金生活者支援給付金を受け取れません。

※2　ご提出時期により、上記日程は異なります。

※3　年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。
『給付金専用ダイヤル』：０５７０－０５－４０９２（ナビダイヤル）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　日本年金機構 Japan Pension Service

xxxx xxxx xxx

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

■ 記入例

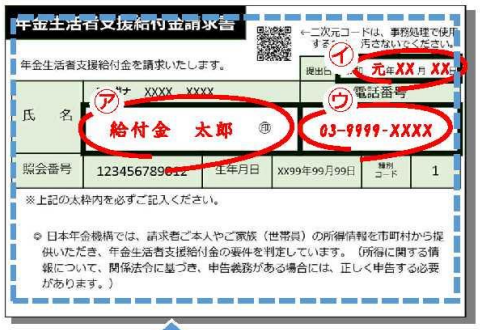

目隠しシール

① 下記㋐～㋒をすべてご記入ください。
- ㋐ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。
- ※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ㋑ 記入した日を書いてください。
- ㋒ 日中通じる電話番号を書いてください。

② 同封の目隠しシールを、㋐㋑㋒の面を覆うように貼ってください。

③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込み額

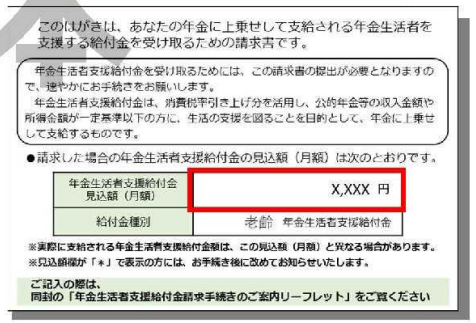

○ 赤枠の見込額（月額）は、2019年8月時点で受給していた年金をもとに算出しています。

※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付額は、この見込額と異なる場合がありますが、見込額欄が「＊」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

○ 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル　：　**０５７０－０５－４０９２**（ナビダイヤル）
０５０から始まる電話でおかけになる場合は　**（東京）０３－５５３９－２２１６**

<受付時間>

月　曜　日	午前8:30～午後7:00	＊ 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。
火～金曜日	午前8:30～午後5:15	＊ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第２土曜日	午前9:30～午後4:00	

○　お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

見本

別添１－１の封筒に封入するリーフレット表面（案）

別添１－３

別添1－1の封筒に封入するリーフレット裏面（案）

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が 「老齢」 の方

■ 支給要件　以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① ６５歳以上で、老齢基礎年金※を受けている
② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である

※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の**①と②の合計額**となります※1。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

＝ 5,000円 × 保険料納付済期間※2 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額）

＝ 10,834円※3 × 保険料免除期間※2 / 480月

※１ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※２ 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

※３ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,417円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付額の例

➢ **納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合**
① 5,000円× 480／480月＝5,000円　② 10,834円× 0／480月＝0円
＜合計＞① 5,000円＋② 0円＝5,000円（月額）

給付金種別が 「障害」 の方

■ 支給要件　以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 障害基礎年金※1を受けている
② 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である

※１ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※２ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ 障害等級が２級の方 ： **5,000円（月額）**
○ 障害等級が１級の方 ： **6,250円（月額）**

給付金種別が 「遺族」 の方

■ 支給要件　以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 遺族基礎年金を受けている
② 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である

※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ **5,000円（月額）**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
  ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合もあります。
  ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、２年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

■年金生活者支援付金が支給されない場合　※このご案内をお送りした方も同様です。

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
  ① 日本国内に住所がないとき
  ② 年金が全額支給停止のとき
  ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ご記入が困難な場合

✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名をご記入いただけます。この場合は、押印が必要となります。

見本

別添2

別添資料集

Ⅱ．基礎年金を新規に請求される方※へ送付する給付金請求書等

※　障害・遺族基礎年金を新規に請求する方、又は老齢基礎年金新規請求者（平成31年４月２日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方）

Ⅱ．に該当する方への送付物

別添２－１　封筒

別添２－２　老齢基礎年金新規請求者に送付されるA4サイズの給付金請求書及び給付金手続きに関するリーフレット

別添２－３　障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に送付される給付金請求書

別添２－１

Ⅱ.に該当する方のうち、老齢基礎年金新規請求者※へ送付している封筒

※平成31年４月２日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方。なお、障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、茶色の封筒など、異なる封筒が届きますので、ご留意ください。

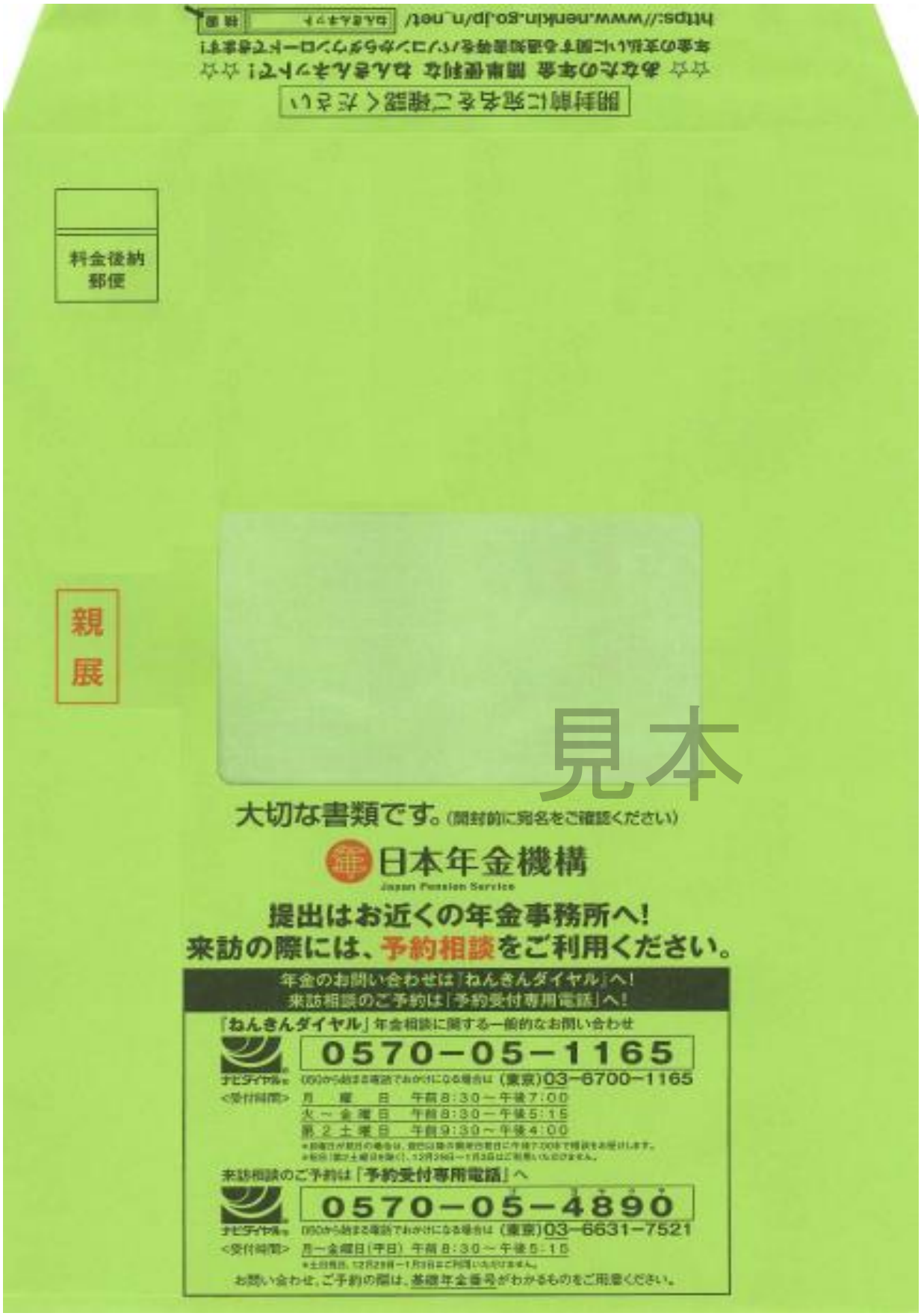

別添２－１の封筒に封入している請求書及びリーフレット表面

年金生活者支援給付金のご案内
（2019年10月開始）

✓ 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

✓ 支給要件に該当しない場合は支給されません。
※ 支給要件等の詳細は裏面をご覧ください。

✓ **給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。**

請求手続き

① 請求書に、氏名などを記入

② 65歳になる誕生日の前日以降に、年金の請求書と一緒に提出
※ 原則、添付書類は不要です。

③ 審査の後、2019年10月以降に、通知書が到着
※ 給付金の通知書は年金証書送付後にお送りします。

④ 基準額 月額5,000円※の給付金が年金に上乗せ支給
※ 実際の金額は、納付済期間等により異なります。

- 給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込みます。（例えば、10月分と11月分を12月中旬に振り込みます。）
- 2019年12月までに請求された場合、制度がはじまる2019年10月分からのお支払いとなります。
2020年1月以降に請求が遅れると、さかのぼって支払いがされず、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　日本年金機構 Japan Pension Service

1812 1018 016

キリトリセン

（切り離して提出してください。）

見本

年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号	
②氏名	フリガナ 姓　　名　　㊞
③生年月日	5．昭和　　年　　月　　日
④住所	〒　　－ 電話番号　（　　　）

※ ①～④の上記空白欄内にご記入ください。
※ 署名が自筆の場合は、押印は必要ありません。
※ 給付金は、年金の受取口座と同じ金融機関へお支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別	1．老齢　2．障害　3．遺族

⑤市区町村受付	⑥年金記録確認	⑦所得額	⑧訂正区分
		円	

⑨認定年月日	⑩請求年度	⑪所得証明対象年	⑫不該当事由	⑬不該当年月日
9　年　月　日				9　年　月　日

事務センター長/所長	副事務センター長/副所長	グループ長/課（室）長	担当者

市区町村 受付年月日

年金事務所 受付年月日

別添２－１の封筒に封入している請求書及びリーフレット裏面

（請求書裏面）

留意事項

請求書の提出をいただく際には、次のすべての支給要件を満たしていることが必要です。

① ６５歳以上で、老齢基礎年金を受けている方※１
② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方※２
③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

※１ 老齢基礎年金が決定されている必要があります。老齢基礎年金の決定がされていない場合は給付金は支給されません。

※２ 市町村の所得情報を活用して、日本年金機構において要件を満たしているかどうか判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。（所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願いする場合もございます。）
所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

（注）日本国内に住所がないとき、老齢基礎年金が全額支給停止のとき、刑事施設等に拘禁されているときは、支給されません。

給付額と計算方法

老齢年金生活者支援給付金の給付額は、月5,000円を基準とし、保険料納付済期間等に応じて算出されます※１。

老齢年金生活者支援給付金は①と②の合計額となります。※１

① **保険料納付済期間に基づく額（月額）**
＝ 5,000円※２ × 保険料納付済期間 / 480月

② **保険料免除期間に基づく額（月額）**
＝ 約10,800円※２※３ × 保険料免除期間 / 480月

※１ 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※２ 毎年物価スライドにより改定

※３ 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。

【給付額の例】

➢ **納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合**
① 5,000円×420／480月＝4,375円
② 10,800円×0／480月＝0円　①＋②＝4,375円＋0円＝4,375円（月額）

➢ **納付済月数が240カ月、全額免除月数が60カ月の場合**
① 5,000円×240／480月＝2,500円
② 10,800円×60／480月＝1,350円　①＋②＝2,500円＋1,350円＝3,850円（月額）

➢ **納付済月数が60カ月、全額免除月数が240カ月の場合**
① 5,000円×60／480月＝625円
② 10,800円×240／480月＝5,400円　①＋②＝625円＋5,400円＝6,025円（月額）

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

見本

別添２－３

Ⅱ.に該当する方のうち、障害・遺族基礎年金を新規に請求する方へ送付される給付金請求書

※老齢基礎年金新規請求者とは異なる封筒（茶色の封筒など）に封入されて届きますので、ご留意ください。

年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。
①個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号		
②氏名	フリガナ	
	氏	名　㊞
③生年月日	1．明治 3．大正 5．昭和 7．平成 9．令和	年　月　日
④住所	〒　－ 電話番号　（　）	
⑤届出年月日	令和　年　月　日	

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 自筆署名の場合、押印は不要です。

※ 給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

見本

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別	1．老齢　2．障害　3．遺族

⑦所得額	
	円

⑨認定年月日	⑩請求年度	⑪所得証明対象年	⑱不支給事由	⑲不支給事由該当年月日
9　年　月　日				9　年　月　日

事務センター長/所長	副事務センター長/副所長	グループ長/課（室）長	担当者

市区町村　受付年月日

年金事務所等　受付年月日

1905 1018 134

参考資料集

（参考１）請求の流れ

（参考２）給付金の概要

給付金の請求の流れ

参考１

・ご不明点につきましては、封筒や同封のリーフレットでご案内しているお問い合わせ先にご相談ください。

【Ⅰに該当する方】給付金ＴＡ対象者

別添１参照

（平成31年４月１日時点で老齢、障害、遺族基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方）

日本年金機構から給付金のＴＡ請求書が郵送される
（令和元年９月頃）

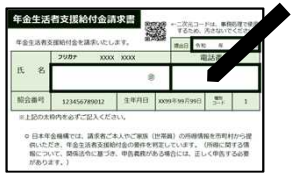

給付金のＴＡ請求書に氏名などを記入

〒

切手を貼って投函する
（令和元年10月18日まで）

【Ⅱに該当する方】基礎年金を新規に請求する方

別添２参照

（障害・遺族基礎年金を新規に請求する方、又は平成31年４月２日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方）

・障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その者の請求により、所定の年金請求書と給付金請求書が郵送される。
・平成31年４月２日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方に対しては、機構から、年金請求書と給付金請求書が郵送される。
（誕生月の３か月前）

市区町村で年金請求に必要な添付書類の入手

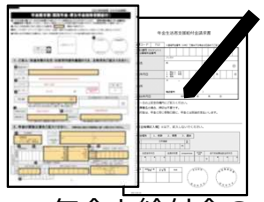

年金と給付金の請求書を記入
（老齢の場合）

年金請求書と給付金請求書について、あわせて年金事務所へ相談・提出(※１)
（誕生日の前日以降）

（※１）第１号被保険者期間等に初診日等のある者に係る請求は市区町村へ提出。

【Ⅲに該当する方】その他の方

（特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合へ基礎年金の請求書を提出する方等）

・受給する年金の状況に応じて、それぞれ異なる封筒が順次届きます。

特別支給の老齢厚生年金を受給している方

年金請求書と一体型の給付金請求書（はがき形式）を送付
（65歳の誕生月の前月末：令和元年10月に65歳到達の者から）

請求方法

年金請求書と一体型の給付金請求書（はがき形式）を日本年金機構へ提出
（切手を貼って投函）

老齢基礎年金を繰上げ受給している方

給付金請求書（はがき形式）を送付
（65歳の誕生月の前月末：令和元年8月に65歳到達の者から）

請求方法

給付金請求書（はがき形式）を日本年金機構へ提出
（切手を貼って投函）

共済関係

老齢基礎年金を新規に請求する方（共済）

共済組合から、給付金のリーフレットを年金請求書に同封して送付（65歳の誕生月前※３）

請求方法

- 年金事務所又はねんきんダイヤルに相談後、給付金請求書は年金事務所へ提出
- 年金請求書は共済組合へ提出

障害・遺族基礎年金を新規に請求する方（共済）

初診日が共済加入期間の方（障害）や死亡した加入者の家族の方（遺族）等に対して、その者の請求により、共済組合から、給付金請求書等を年金請求書に同封して送付

請求方法

- 給付金請求書は年金事務所へ提出
- 年金請求書は共済組合へ提出

（※３）共済組合によって送付時期が異なります。

年金生活者支援給付金の概要

参考２

○　年金生活者支援給付金は、本年10月１日からの消費税率引き上げ分を活用し、**公的年金制度等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するもの。**

○　給付金を受給するためには、**「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要。**

老齢年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

○　以下の支給要件の**全てを満たしている方**が対象。

- 65歳以上で老齢基礎年金の受給者であること(※1)
- 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税であること
- 前年の公的年金等の収入金額(※2)とその他の所得(給与所得や利子所得等)との合計額が、879,300円以下であること。

(※1)　旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象。
(※2)　障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

【給付額】

○　基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、**次の①と②の合計額**となる。

①　**保険料納付済期間に基づく額(月額)**

＝5,000円(※2)　×　保険料納付済期間(※1)／480月

②　**保険料免除期間に基づく額(月額)**

＝10,834円(※3)　×　保険料免除期間(※1)／480月

(※1)　給付金の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、年金証書や支給額変更通知書等で確認可能。

(※2)　毎年度、物価変動に応じて改定。

(※3)　保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,800円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間は5,400円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動。

◆　前年の年金収入額とその他の所得の合計が779,300円を超えており、879,300円以下の方には、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される。

障害・遺族年金生活者支援給付金の概要

【支給要件】

○　以下の支給要件の**全てを満たしている方**が対象。

- 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- 前年の所得額(※1)が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円(※2)」以下である

(※1)　障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。
(※2)　同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となる。

【給付額】

○　障害等級２級の者または遺族である者　＝　5,000円(※)　(月額)

○　障害等級１級の者　＝　6,250円(※)　(月額)

(※)　毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

【施行日】　令和元年10月１日（消費税率10%への引き上げの日）

(※)　10月施行のため、初回の給付金支払いは、10月・11月分を12月に支給。

【手続】　本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施し、年金と同様に２ヶ月毎に支給。

※　給付金を受給するに当たっての留意事項
(1)　申請を行う際は原則、課税証明書等の添付は必要なし。
(2)　支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要。支給要件に該当しなくなった場合は、日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付される。
(3)　次の①～③のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象外となる。
①日本国内に住所がない　②年金が全額支給停止　③刑事施設等に拘禁されている

給付金に関する問い合わせ先：「給付金専用ダイヤル」
TEL: ０５７０－０５－４０９２　　050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216